

常任委員会・総会議題詳細

	第1回常任委員会	第2回総会
報告事項	①委員の変更について ②わたSHIGA輝く国スポ競技会会期の決定について ③競技別リハーサル大会の概要について	①委員の変更について ②わたSHIGA輝く国スポ競技会会期の決定について ③競技別リハーサル大会の概要について ④第1回常任委員会における審議決定事項について (常任委員会の審議事項の①～④)
承認事項		①会長の専決処分について
審議事項	①総務企画専門委員会への付託事項について ・わたSHIGA輝く国スポ・障スポ草津市市民運動基本計画(案) 他、7計画等 ②競技式典専門委員会への付託事項について ・わたSHIGA輝く国スポ・障スポ草津市式典基本計画(案) 他、3計画等 ③宿泊衛生専門委員会への付託事項について ・わたSHIGA輝く国スポ・障スポ草津市宿泊基本計画(案) 他、7計画等 ④輸送交通専門委員会への付託事項について ・わたSHIGA輝く国スポ・障スポ輸送・交通基本計画(案) 他、3計画等	①令和4年度事業報告(案) ②令和4年度収支決算(案) ③令和5年度事業計画(案) ④令和5年度収支予算(案)

※実行委員会：『国民体育大会開催基準要項』24項に「開催県及び会場地市町村は大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する」と定められていることからそれに従い本市においても設置。また滋賀県が策定した『会場地市町準備委員会設置の手引き』により、実行委員会は総会・常任委員会・専門委員会の3部構成とすることや、会長等の役員や構成員が例示されていることから、それに従い組織や構成員を決定。

※総会：最高議決機関。競技会の開催にかかる基本方針や会則の制定改廃、事業の計画や報告、予算・決算、常任委員会へ委任する事項を審議決定(開催基本方針、実行委員会会則等の基盤となる方針等を議決。その他は常任委員会へ委任)

※常任委員会：決定機関。総会から委任された事項や、専門委員会の設置・付託を審議決定(広報基本計画や、競技運営基本計画等基本方針を具現化するために必要な計画等を議決。より専門的な見地で検討すべきものについては専門委員会へ付託)

※専門委員会：調査機関。総務企画・競技式典・宿泊衛生・輸送交通の4機関があり、所管事務の計画や要項の策定、必要な調査等を実施する。(売店や休憩所の運営や、歓迎装飾、弁当の取扱等個別具体的な計画等について専門知識を持つ委員から意見収集し、その結果を常任委員会へ報告する)